

健全化判断比率等の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、平成19年度決算から健全化判断比率等を算定
 一定の基準を超えた場合には、財政健全化計画等の策定が必要
 (平成20年度決算に基づき算定した比率から適用)
 平成19年度決算に基づき算定した本県の比率は、いずれも健全化の判断基準を下回る状況

健全化判断比率

	本県の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	3.75%	5%
連結実質赤字比率	-	8.75%	15%(*)
実質公債費比率	12.4%	25%	35%
将来負担比率	248.8%	400%	

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字額がないため「-」表示としている。

早期健全化基準：自主的な改善努力による財政の健全化が必要な水準

・財政健全化計画の策定、外部監査の要求の義務付け、実施状況の毎年度の議会報告と公表 等

財政再生基準：国等の関与による確実な再生が必要な水準

・財政再生計画の策定、外部監査の要求の義務付け、起債の制限 等

* 連結実質赤字比率における財政再生基準は、3年間の経過的基準の設定があり、H20年度及び21年度決算に基づく基準は、25%、H22年度決算に基づく基準は、20%、それ以降が本則により15%となる。

公営企業の資金不足比率

	本県の比率	経営健全化基準
電気事業会計	-	20%
温泉事業会計	-	
地域振興事業会計	3.1%	
病院事業会計	-	
流域下水道事業特別会計	-	

地域振興事業会計以外は、資金不足額がないため「-」表示としている。

経営健全化基準：自主的な改善努力による財政の健全化が必要な水準

・経営健全化計画の策定、外部監査の要求の義務付け、実施状況の毎年度の議会報告と公表 等

算定の概要

(表示単位未満を四捨五入しており積み上げと一致しない場合がある。)

実質赤字比率 = - (6.78%) **は黒字**

標準財政規模に対する一般会計等の赤字額の割合

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:百万円)	
一般会計等の実質赤字額	17,157
標準財政規模	253,024
うち臨時財政対策債発行可能額	17,967

* 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

・繰上充用額: 会計年度経過後にその会計年度の歳入が歳出に不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げて、その年度の歳入に充てた額

・支払繰延額: 当該年度に支出義務が発生している債務について当該年度に支出せず、翌年度の予算から出した額

・事業繰越額: 歳出予算のうち、諸般の事情から、当該年度において支出負担行為をすることができなかつたため、当該年度においてはこれを不用額とし、翌年度において新たに歳出予算に計上した額

* 標準財政規模: 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう地方税や普通交付税などの経常的一般財源の額

本県の場合、一般会計等とは、一般会計及び特別会計のうち公営企業会計を除いた12会計

連結実質赤字比率 = - (13.78%) **は黒字**

標準財政規模に対する公営企業会計を含めた全会計の赤字額の割合

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:百万円)	
連結実質赤字額	34,869
一般会計等の実質赤字額	17,157
公営事業会計の実質赤字額	-
公営企業会計の資金の不足額	17,712
標準財政規模	253,024

* 資金の不足額: (法適用企業)=(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額
1年以内に払わなければならない借金等から保有する現金・預金、有価証券、未収金を除いたもの。

(法非適用企業)=(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)-解消可能資金不足額

一般会計等と同じ算定方法による赤字額

・解消可能資金不足額: 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事業がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。本県の場合、対象なし。

本県の場合、公営企業会計とは、電気事業会計、温泉事業会計、地域振興事業会計、病院事業会計(以上「法適」)及び流域下水道事業(「法非適」)の5会計

実質公債費比率 = 12.4% (前年度13.2%)

標準財政規模に対する一般会計等が負担する当該年度の借金返済額の割合。対象は、全会計と一部事務組合等(本県該当なし)

$$\text{実質公債費比率 (3ヶ年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(単位: 百万円)

	H17	H18	H19
地方債の元利償還金	74,117	74,501	73,981
地方債の準元利償還金	3,716	3,630	3,165
満期一括償還地方債の元金償還金相当額	-	-	-
公営企業債の償還に充てたと認められる繰出金	3,329	3,287	2,887
債務負担行為に基づく支出等	387	343	278
特定財源	4,642	4,408	3,776
元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	48,903	47,338	47,697
標準財政規模	248,176	253,767	253,024
(再掲)元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	48,903	47,338	47,697
単年度実質公債費比率	12.2	12.8	12.5

* 債務負担行為に基づく支出等:

債務負担行為に基づく地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料、市町村への臨時地方道整備債に係る元利補給金等及び一時借入金の利子

* 特定財源: 中小企業高度化資金貸付金、農業改良資金貸付金など、貸付金の財源として発行した地方債に係る当該貸付金の元利償還金や県営住宅建設に充てる県営住宅使用料等

将来負担比率 = 248.8%

標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すると見込まれる借金返済額の割合(収入の何年分に相当するかの割合)。対象は、全会計、一部事務組合等(本県該当なし)及び地方三公社・第三セクター

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(単位:百万円)

将来負担額	1,123,843
一般会計等の地方債現在高	903,854
債務負担行為に基づく支出予定額	692
一般会計等以外の会計の地方債の償還に充てる一般会計等からの負担等見込額	48,545
退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額	138,942
設立法人の負債額等のうち、一般会計等の負担見込額	31,810
連結実質赤字額	-
充当可能基金額	63,593
特定財源見込額	29,928
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	519,389
標準財政規模	253,024
元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	47,697

* 一般会計等の地方債現在高:

普通会計における県債残高に国からの母子寡婦福祉基金貸付金の残高を加えた額と一致(母子寡婦福祉基金貸付金は、国庫補助金に相当するものとして普通会計では計上されない。また、その残高は、特定財源見込額で控除)

* 債務負担行為に基づく支出予定額:

債務負担行為に基づく地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料、市町村への臨時地方道整備事業債に係る元利補給金等の支出予定額

* 一般会計等以外の会計の地方債の償還に充てる一般会計等からの負担等見込額:

公営企業会計の元金償還額に対する一般会計等からの繰出金の見込額

* 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額:

算定年度の末日における地方公共団体の職員の全員が同日において自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、一般会計等において負担が見込まれるもの(本県の場合、対象人員は12,869人)

* 設立法人の負債額等のうち、一般会計等の負担見込額:

道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人(本県該当なし)の負債額並びにその他の設立法人等の損失補償付債務額のうち、総務省令の規定により算定した額

[内訳]

(単位:百万円)

法 人 名	負担見込額
道路公社	0
土地開発公社	9,050
環境整備事業団	1,970
林業公社	8,113
農業振興公社	220
住宅供給公社	12,268
信用保証協会	190
産業支援機構	0

- * 充当可能基金額：
災害救助基金、財政安定化基金(後期高齢者医療制度及び介護保険制度)以外の基金(本県の場合、19基金)について、当該基金を廃止するものと仮定した場合に国等へ返還することとならない現金・預金、債券等
- * 特定財源見込額：
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金や県営住宅建設に充てる県営住宅使用料等について、総務省令の規定により算定した額

本県の場合、対象となる地方三公社・第三セクターとは、道路公社、土地開発公社、住宅供給公社、環境整備事業団、林業公社、農業振興公社、信用保証協会及び産業支援機構の8法人

資金不足比率

電気事業会計	- (319.4%)
温泉事業会計	- (389.7%)
地域振興事業会計	3.1%
病院事業会計	- (35.4%)
流域下水道事業特別会計	- (37.6%)

は黒字

公営企業ごとの事業の規模に対する資金不足額の割合

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(単位:百万円)

	資金不足額	事業の規模
電気事業会計(法適用企業)	11,113	3,479
温泉事業会計(法適用企業)	629	161
地域振興事業会計(法適用企業)	14	429
病院事業会計(法適用企業)	5,231	14,763
流域下水道事業特別会計(法非適用企業)	753	1,997

- * 資金の不足額：(法適用企業)=(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額
1年以内に払わなければならない借金等から保有する現金・預金、債券、未収金を除いたもの。

(法非適用企業)=(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)-
解消可能資金不足額

一般会計等と同じ算定方法による赤字額

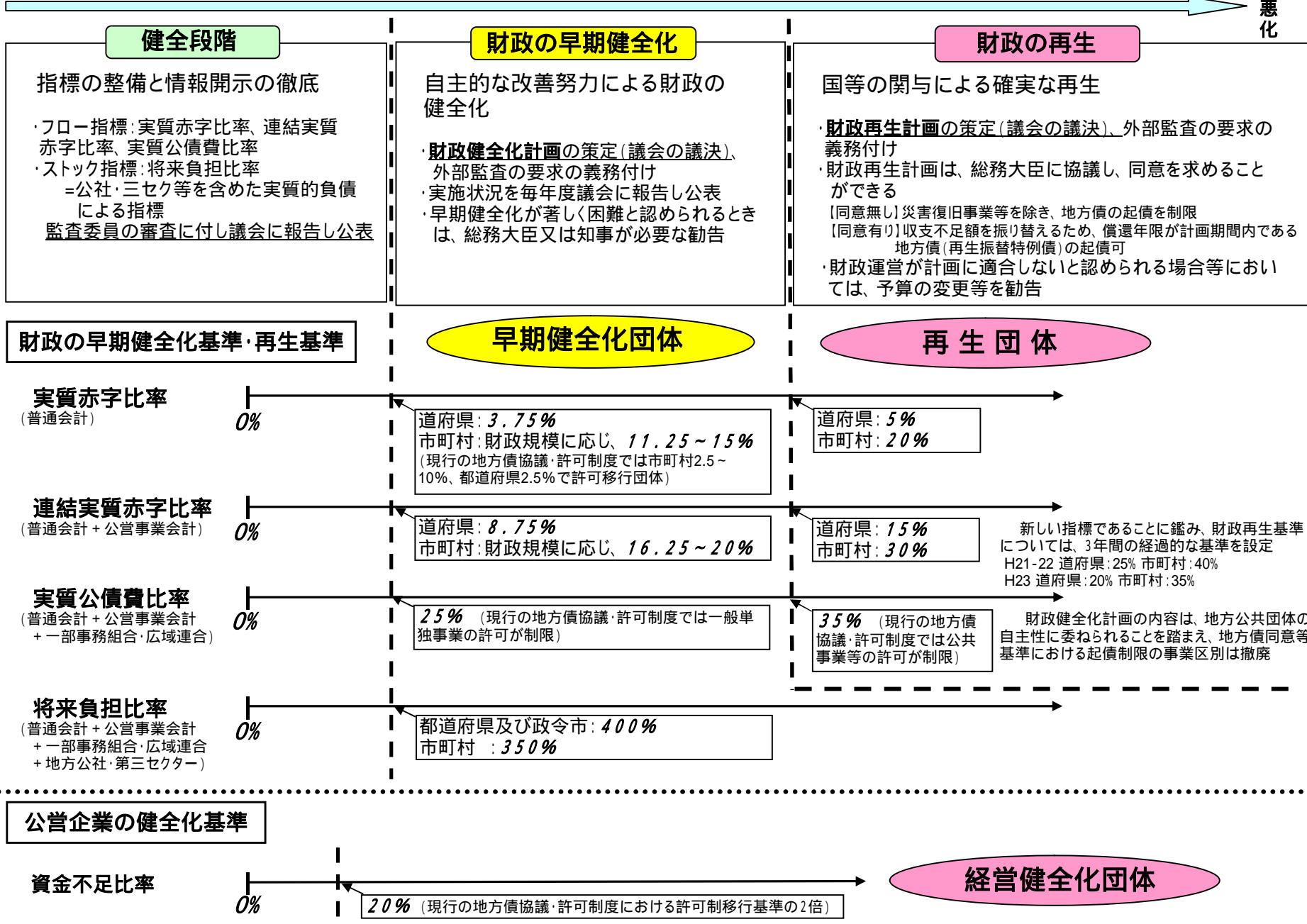
・解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事業がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。本県の場合、対象なし。

- * 事業の規模： (法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

・指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業である地域振興事業会計には、営業収益の額に指定管理者が収受する利用料金の額を加える。

財政の健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化基準の概要

財政悪化



地方財政健全化法の健全化判断比率の対象会計

地方自治法の区分	地方財政状況調査の区分	会計・法人等名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
一般会計	普通会計	一般会計	↑	↑	↑	↑		
特別会計		【一般会計等に属する特別会計】 恩賜県有財産特別会計 地方財政状況調査では、「清里の森」は公営企業会計(法非適)に区分 教育奨励資金特別会計(H19で廃止) 災害救助基金特別会計 母子寡婦福祉資金特別会計 中小企業近代化資金特別会計 農業改良資金特別会計 市町村振興資金特別会計 県税証紙特別会計 集中管理特別会計 商工業振興資金特別会計 林業・木材産業改善資金特別会計 公債管理特別会計					↓	
	公営事業会計	【公営企業に係る特別会計以外の公営事業会計】 (本県該当なし)						↑
	公営企業会計	【法適用企業】 電気事業会計 温泉事業会計 地域振興事業会計 病院事業会計 【法非適用企業】 流域下水道事業特別会計		↓				↓
	一部事務組合等	(本県該当なし)			↓			
	地方三公社・第3セクター等	土地開発公社 道路公社 住宅供給公社 環境整備事業団 林業公社 産業支援機構 農業振興公社 信用保証協会				↓		